

「喫煙の健康影響に関する検討会」開催要綱

1. 目的

喫煙の健康問題に関する報告書については、昭和61年に公衆衛生審議会に喫煙と健康問題に関する専門委員会が設置され、「喫煙と健康問題に関する報告書」が取りまとめられた。平成5年には、厚生省編として第2版が出された。平成13年には、「喫煙と健康問題に関する検討会報告書」が取りまとめられた。また、健康日本21においても、喫煙に関する具体的な目標項目を設定し、喫煙と健康問題に関する普及啓発等に取り組んできたところである。

しかしながら、「喫煙と健康問題に関する検討会報告書」から10年以上が経過しており、その間に、受動喫煙問題など喫煙に関する新たな科学的知見が蓄積されるとともに、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の発効(平成17年)、第二期がん対策推進基本計画(平成24年度)の策定、健康日本21(第二次)の開始(平成25年度から)などの状況変化があった。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、受動喫煙防止対策を強化する必要がある、喫煙の健康影響とたばこ対策の重要性について、普及啓発を一層推進する必要がでてきている。

こうした状況を踏まえ、新たな報告書を取りまとめることを目的とし、厚生労働省健康局長の下、有識者の参集を求め、「喫煙の健康影響に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」の作成について
- (2) たばこ情報収集・分析事業の委託事業について

3. 構成員

別紙参照

4. その他

- (1) 検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- (2) 健康局長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等に出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。
- (4) 検討会の事務は、健康局健康課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、健康局長が別に定める。